

※どの納付方法でも1年間に納付する額は240,000円です。

市民税が1年間に240,000円課税された場合の分割納付

	6月(1期)	7月	8月(2期)	9月	10月(3期)	11月
本来の納付額	60,000円		60,000円		60,000円	
(1) 毎月納付額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
(2) 農業等の一時所得での納付額(年2回)		120,000円				

	12月	1月(4期)	2月	3月	4月	5月
		60,000円				
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
		120,000円				

国民健康保険税が1年間に240,000円課税された場合の分割納付

	7月(1期)	8月(2期)	9月(3期)	10月(4期)	11月(5期)	12月(6期)
本来の納付額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
(1) 毎月納付額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
(2) 農業等の一時所得での納付額(年4回)		60,000円	60,000円			

	1月(7期)	2月(8期)	3月	4月	5月	6月
	30,000円	30,000円				
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
		60,000円	60,000円			

※分割納付の期間は原則として最長1年です。分割納付期間中でも新しい年度について、税金が新たに課税されることも考慮し、できるだけ短期に完納するためです。納付が難しくなったときは、未納の税金が増えてしまう前に納付相談しましょう。なお、分割納付中で納付不履行の場合は、差押などの処分対象になることがあります。

市税の納付相談のご利用を
市税などを納期限内に納付できない場合は、お早めに収納課で納付相談を行ってください。
期限内納付が難しいケースとしては、①社会保険から国民健康保険に切り替わった人②給料天引きから納付書を使つての納付になった人③一時所得などで1期当たりの納付額が大きくなつてしまった人、などがあげられます。また、収納課へ寄せら

れるご意見には、「分割だったら払えたのに」「そんな制度があるなら利用したかった」などがあります。そこで、納付回数を増やせる分割納付制度を紹介します。生活する上で、どうしても一括または期別の納付が難しい場合は、納付相談を行ってください。審査後、必要と認められた場合には納付計画、納付誓約を踏まえて、特別に分割納付を認める場合があります。
☎ 収納課 ☎ ⑤ 6760

住宅用地は税負担が軽減されます。固定資産税の納税通知書を確認ください。

☎ 国税務課土地係 ☎ ⑤ 6768

住宅やアパートが建っている土地(住宅用地)は、特例制度により税負担が軽減されます。軽減対象の土地には右記の記載がありますので、ご確認ください。※店舗、工場などが建っている土地や空き地は対象になりません。

平成29年度 固定資産税・都市計画					0000-0
区分	所在地番		内訳	建築年	標準額(円)
	課税面積(m ²)	本年度評価額(円)	棟番 順次	特例	登記地目又は種類
土地	西十二番町157				
	500.00	7,500,000	住宅用地	宅地	

納税通知書の課税明細書をご確認ください。
住宅用地の特例制度が適用されている土地には「住宅用地」と記載があります。

水道メーターの定期交換を行います
水道メーターは計量法により8年以内に交換することが義務づけられています。市が発行する身分証明書を携帯した委託業者が作業のため、5月上旬から8月中旬の期間に敷地

工業統計調査のお知らせ
平成29年工業統計調査を6月1日現在で実施します。調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地方行政施策のための基礎資料として活用されます。調査対象の事業所へ調査員が伺いますので、ご回答をお願いします。
☎ 政策財政課 ☎ ⑤ 6711

☎ 生活福祉課 ☎ ⑤ 6749

氏名	電話番号	担当地区
廣瀬トモ子	②3 7337	東三番町1、2、7、8、21、22、23、26
畑中チヨ	②2 0205	元町東一丁目、二丁目1～14
太田静子	②3 6946	西十一番町3、7、11、15、19～24、50～58
立崎房子	080-1855-1161	西二十二番町45～51

未定地区の民生委員・児童委員が決まりました
1月号掲載地区以外の、新たな民生委員・児童委員が決まりました。

